

◎ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、令和元年六月一日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。</p>